

第4回湖周地区最終処分場候補地選定委員会 会議録

令和8年1月15日（木）午前9時30分～午前10時30分

9名出席

マスコミ7社（日報、市民、信毎、LCV、読売、新建、SBC）

（事務局）

皆さんこんにちは。時間となりましたので、ただいまから第4回湖周地区最終処分場候補地選定委員会を開会いたします。はじめに後藤委員長からご挨拶をお願いいたします。

（後藤委員長）

はい、おはようございます。本日で第4回を迎えました最終処分場の候補地選定委員会に出席をいただきましてありがとうございます。

本日の会議でありますけれども、これまでの議論の中で定めてきました評価の項目、全部で28項目あるわけですけれども、この28項目につきまして、一つずつ評価を行ってまいります。項目ごとに評価基準、この評価基準が3段階あるわけですけれども、一つとして適性が高い、二つとして適性が普通、三つとして適性が低い、この三つのうちのいずれかを28項目それぞれについて決定していきたいと思っております。

協議の進め方ですけれども、項目ごとにですね、評価の事務局案を説明し、それぞれについて委員各位の見地からご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

また、今回も委員会は公開で行いますので、ご承知ください。傍聴いただいている皆さん、また報道関係の皆さん、今回、委員会は全て公開で行いますけれども、委員会の議論につきましては、賛否を表明したり、そういったことはお控えいただくことを改めてお願いをしておきたいと思っております。今日はそれぞれお手元に今日の資料を、次第とそれから評価項目の資料をお配りしてあるかと思っておりますけれども、お手元のない方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。同じものを正面のスクリーンにも映して委員の方はスクリーンを見ながら評価をしてまいりますけれども、少し遠

くて見つらいかと思しますので、お手元の資料を見ながら委員会の方を確認いただければと思います。

それでは慎重審議をお願いして、冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは早速協議事項に入ります。後藤委員長の進行でお願いいたします。

(後藤委員長)

はい、それでは評価に入りたいと思います。全部で28項目を一つずつ確認してまいりたいと思います。

はじめに申し上げておきますけれども、現在応募をいただいた北真志野区の現地の地質調査が進行中であり、その結果については、まだ得られておりませんので、地質調査が絡む項目については、今回この場での評価を飛ばしていきたいと、次回へ回していきたいと思っておりますので、あらかじめその点ご理解をいただければと思います。それではまず一つ目の項目、森林法に基づく保安林の項目について、事務局の案を説明いたします。お願いします。

(事務局)

はい。それではこの項目1につきましては、確認資料としまして長野県の森林情報をご覧いただきたいと思っております。資料を映しますので、少々お待ちください。

こちら長野県が公表しております森林情報でございます。この青く囲ったところ、これが保安林ということで示しておりますけれども、応募地を丸で囲ったところにつきましては、保安林はかかっておりません。保安林はないことから、評価としましては5点評価としたところがございます。資料の1の方には5点のところの色付けがされているかと思っております。ご審査よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。一つ目の項目、森林法の保安林ですけれども、県のデータにより保安林はない場所であるということから、評価基準は適性が高い5点という事務局案です。この事務局案について意見、質問あれば一括して受けたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。特になしということでもよろしいでしょうか。それでは1の保安林の項目については、適正が高い5点ということに定めたいと思います。

続きまして2河川法による河川区域であるかどうかについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、こちらは諏訪市河川位置図により確認をしたいと思います。少し拡大をさせていただきまして、こちら応募地の位置になります。(近隣の)これは普通河川、中の沢川でありますけれども、応募地の中に河川はございません。河川区域はないことから、5点評価としたところでございます。以上、ご審査をお願いします。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。2の項目、河川区域につきまして、先ほどの河川の図から河川区域ではないということ、適性が高い5点ということの評価が事務局案です。これについてはご異議ございますか。よろしいでしょうか。それではこれについても適性が高い5点ということに定めます。

私冒頭でちょっと説明逃しました。今正面で映している補足の資料につきましては、大変量が多いものですから、マスコミの皆さんや傍聴の皆さんにお配りをしてございませんけれども、会議の後に市のホームページで全て公開をしてみたいと思いますので、必要な方はすいませんが市のホームページをご確認いただくようお願いをしたいと思います。

それでは3の項目、土砂災害等のリスクについて事務局案をお願いいたします。

(事務局)

こちらは3種類の確認資料を使っていきたいと思います。まず、諏訪市のマルチハザードマップによって確認をしていきますが、こちらが諏訪市の土砂災害のハザードマップでございます。ここが応募地になります。こういった黄色く囲われているところが土砂災害の警戒区域イエローゾーンで、赤く囲ったところがレッドゾーンとなり、特別警戒区域ということになりますけれども、こちらにつきまして応募地はいずれのイエローゾーンやレッドゾーンにもかかっておりません。

また同様に、長野県が公表しております信州暮らしのマップもご覧いただきたいと思いますが、こちらも同様に応募地がここにございまして、こういったイエローゾーンなどが示されておりますが、こちらにもかかっているところではございません。これは諏訪市との整合性が取れているところかなと思っております。

あともう一つ確認いただきたいのが、諏訪建設事務所管内図というものでございます。諏訪建設事務所管内図において、急傾斜地崩落危険区域ということものを示しております。こういったちょっと紫がかったところがありますけれども、こういったところが急傾斜地崩落危険区域として示されております。応募地がここにありますが、特にこの応募地、あるいは周辺含めまして、こういった危険区域だということの図示はございませんので、以上総合しまして土砂災害等のリスクも面におきましても5点評価とさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

はい、項目3の土砂災害等のリスクに関してハザードマップ等々の資料から適性が高い5点という位置づけです。これについて委員の皆様からご指摘がありますか。はい、A委員。

(A委員)

はい。お願いいたします。このマルチハザードマップ以下、いくつかマップ出たんですけども、こちらにつきまして特にマルチハザードマップは諏訪市で作ってますが、こちらにつきましては土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域を示しておりますけれども、このマップにつきましては、まず県の方で調査を行います。県がその場所を調査しまして、調査の結果、国から示されている基準の項目がいくつかあるんですが、例えば地形だとか住家があるとか、そういった対象となることを判断い

たしまして、県の内部の関係課所と調整をいたしまして、このエリアを土砂災害警戒区域にするのか、土砂災害特別警戒区域にするのかというそういった指定をして県の告示をします。この告示に基づいて出たデータをこのマルチハザードマップに落とし込んでいますのでしっかりとした根拠を持ったマップになります。

従いましてこのエリアにつきましては、このいわゆるイエローゾーン、レッドゾーンのどこにも該当してございませんので、この5という評価については妥当と判断していいかなというふうに考えております。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。事務局案につきまして危機管理の見地から妥当であるという意見です。他の委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、土砂災害等のリスクにつきましては、適性が高い5点というところで、位置づけたいと思います。

次に進みます。4の項目、文化財保護法による文化財の項目について事務局案の説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。こちらにつきましては、確認図面としましては諏訪市遺跡分布図、こちらは教育委員会が作成し公表しておりますけれども、こちらで確認をしたいと思います。応募地が大体この辺になるわけですけれども、ちょうどここがですね、的場遺跡という名称の遺跡、埋蔵文化財包蔵地ということでございます。特にこちら史跡だとか名勝、天然記念物の指定はございませんけれども、埋蔵文化財包蔵地ということでほぼ同じ場所がかかっておりますので、この評価項目については3点の評価といたしました。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。文化財・史跡・名勝・天然記念物という項目については、そういった指定はないけれども埋蔵文化財包蔵地であるということから、適性は普通3点という位置づけです。これについてご意見ございますか。はい。B委

員。

(B委員)

埋蔵文化財包蔵地に該当するから3点という評価は良いと思うんですけども、この応募地が今後最終処分場の建設に選定されて施設整備を進めることになった場合、どういった影響があるか確認しておきたいと思います。

(後藤委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

はい。恐らくですけども、事業着手前に教育委員会により何らかの調査、発掘調査だとかそういったことが必要になるのではないかと考えているところであります。応募いただいた段階で既に教育委員会にはこの件については報告をしているところでありますが、今後、建設予定地として決定していけば、また改めて担当課の指示に従って必要な手続きをとっていくことになろうかなと思っております。

(後藤委員長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。他の皆さんいかがでしょうか。はい。

(A委員)

もしそれ調査とか行われる場合には、ちょっと時間的なものが必要になってくると思うんですけども、そういった制約に対しては大丈夫でしょうか。

(後藤委員長)

はい。事務局お願いします。

(事務局)

はい。確かにそういった時間的なものが必要になってまいりますので、それについては、全体の工程を見る中でしっかりと遅れの出ないような形で手続き等については踏んでいきたいと思っております。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。それでは項目4の文化財につきましては、適正が普通である3点というところに位置づけたいと思います。よろしくをお願いします。

次に進みます。項目の5です。自然公園法による自然公園につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは諏訪市自然環境保全条例の地域分布図を使って説明をさせていただきたいと思っております。ここに八ヶ岳中央高原国定公園のエリアも網掛けで示しております。こちらはご承知の通り霧ヶ峰の方になるわけでございます。では、応募地の方はどうなっているかと申しますと、特にこちらについて、応募地は自然公園、国定公園等の指定はございません。

ちなみにこの赤いメッシュは長野県の方で示しております大規模開発調整地域というところではございますけれども、こちらはまた別の一定の開発に必要な届け出が必要になるということがございますが、こちらは自然公園法の指定ではございません。

従いまして自然公園の指定がないということから、5点評価とさせていただきました。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。項目5の自然公園につきましては国定公園の範囲の中にないということから、適性が高い5点という位置づけが事務局案です。これにつきまして、ご意見ございますか。こちらはよろしいでしょうか。それではここに位置づけたいと思います。

次の6の地質でございます。冒頭私申し上げましたとおり、現在、地質の調査を進めているところでございますので、この項目については、次回の委員会までに地質の調査を終えて評価を確定していきたいと思っておりますので、この地質の項目については、今回は飛ばしたいと思っておりますのでご承知ください。

次に7の面積形状につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは地形図を基に確認をしていきたいと思っております。こちらが応募地の大体中心部分になります。この範囲で大体2ヘクタールくらいが取れるかと思っております。まとまりがある土地ということが確認できるかと思っております。応募地の端の方は等高線狭いですので急傾斜地もございませうけれども、中心部分はある程度比較的なだらかな斜面で、階段状になっているようなところではございます。この市道部分も平らな直線になっております。

皆様にご確認いただいたとおりでございますけれども、こういった中心部分について、比較的なだらかな斜面で2ヘクタール以上あることから、評価としましては3点評価とさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。面積は2ヘクタールあるわけですがけれども、やや勾配があるということから、適性が普通の3点という位置づけです。これにつきまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。はい。C委員をお願いします。

(C委員)

地形図の関係ですけれども、昨年9月に地元区の皆さんにご案内をいただきまして現地を視察させていただきました。その中で平坦部分の広さ、規模的なものを実際に自

分の目で確認をさせていただきました。この等高線を見ていただきますと、この黄色の部分の等高線が2メートルピッチで入っております。今事務局の説明でもありましたように、周りの地形と比べて平らではないですけど、なだらかな地形をしているということを地形図でも読み取れますし、現地も確認をさせていただきました。

また平面図からも、平坦部分の直線部分、真ん中に市道が入っておりますけども、約220mあります。黄色部分が2ヘクタールということで、事務局案で示した適正普通3点という評価は妥当であると私は考えております。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。C委員の方から現地を確認してのことから事務局案に賛成の意見をいただきました。他の委員さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは7の面積形状については適正が普通3点という位置づけで定めたいと思います。

次に8の施設の配置につきまして、事務局案を説明いたします。

(事務局)

こちらはメーカーにヒアリングをしまして、今計画している施設の規模からすると、どれぐらい敷地面積として工事も含めて必要かということヒアリングしたところでございます。確認資料は、過去の事例等も踏まえてメーカーから聞き取ったものでございます。計画規模は3万立米ということに今なっておりますが、どれぐらい必要かということで埋立施設、水処理施設、それから調整池、全部含めると、次のページに行ってくださいと、必要面積とすれば1万8千平米位は最低限必要であろうと。工事の駐車スペース、資材置き場等も含めればですね、それぐらいは必要になるだろうという見解を示してもらっております。

先ほども前の項目でも申し上げましたが、大体中心部分で2ヘクタール、2万平米は確保できるかと思っております。そういったことで敷地造成も当然あるかもしれませんが、施設配置、工事の資材、重機のことなどを想定しましても確保できると判断をしまして、こちらの評価項目5点評価とさせていただきました。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。施設の配置スペース、それから重機の移動などについては十分であるという事務局案です。これにつきまして、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。メーカーからの聞き取りのデータということでご説明をいたしました。よろしいでしょうか。はい、それでは8の施設配置につきまして、5点の評価に定めたいと思います。

次に進みます。9の都市計画の①用途地域の指定について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちら諏訪都市計画図をもって確認をしていきたいと思っております。こちら、都市計画図の西側を拡大したところがございます。赤い丸で囲ってあるこちらが応募地の中心部分になりますけれども、こちらは全く色がかかってございません。都市計画用途地域であればそれぞれの色付けがされるわけですが、こちら特に色はかかっておりません。用途地域の指定はないので5点評価といたしました。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。都市計画上の用途地域の指定はなしということですので。これについてもご異議ございませんかね。はい、ありがとうございました。

次に進みます。都市計画の②です。立地適正化計画における指定についての説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは諏訪市立地適正化計画をもって確認をしたいと思っております。これはその冊子の抜粋でございます。こちらでもって確認をしたいと思っております。応募地を丸で示しておりますけれども、この立地適正化計画でこの赤く囲った黄色いところ、凡例を見ていただきますと、黄色いところが居住誘導区域、赤いところが都市機能誘導区域となっております。確認をいただきますと応募地は特にその色はついてございません。いずれの区域にも指定がされておきませんので、こちら5点評価とさせていただきます。以上です。

(後藤委員長)

ありがとうございました。立地適正化計画における指定もないということで、5点の評価ということです。これについてご意見ございますか。よろしいですかね。はい。それではこちらについても5点の位置づけということに定めます。

次に11の自然環境について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちら先ほど確認いただきました自然環境保全条例の地域分布図の応募地周辺を拡大したところでございます。応募地がこの辺になるわけでございますが、このグリーンに色づけされたところ、こちらが自然環境保全地域に指定され、該当します。このため、自然環境保全地域ということになりますので、評価基準とすれば1点の評価とさせていただきます。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。自然環境については、自然環境保全地域の中にあるということですので、適性が低い1点という位置付けの説明です。これについてご意見ございますか。

(B委員)

はい。自然環境保全地域に該当しているということから、評価は1点でその通りだと思っておりますが、一点確認をしておきたいんですが、この自然環境保全地域に該当していても、条例等の規定に沿って施設整備を進めることで問題はないことを確認しておきたいんですがいかがでしょうか。

(後藤委員長)

事務局をお願いします。

(事務局)

はい。自然環境保全地域に該当するからといって施設整備ができないということではございません。ただ、条例上、保全地域内で開発するに当たっては条例に基づく自然環境保全基準を遵守する必要があるがございます。具体的には、例えば公道から開発区域に至る侵入路など道路に関する制約ですとか、建物を造る際の高さ制限ですとか、外部の色彩との調和ですとか、そういったところを守ってくださいというようなことで決まりがございます。また、適正な生活排水処理をしてくださいとかありますけれども、そういったことを守ることによって施設整備が可能となります。以上です。

(後藤委員長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。それでは、11の自然環境については、1点の評価ということに定めたいと思います。次に12の項目です。希少動植物の項目について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちら植物につきましては長野県が発表しております長野県版レッドリスト、植物群落ですけれども、県内で指定されているものが全て示されているわけですが、この中に特に応募地が絡むような場所はございません。強いて言いますと、諏訪市内でススキ・シバ草原、ススキ群落として、霧ヶ峰高原の指定がございますけれども、応募地につきましては特に指定はございません。

また、もう一つ群落複合におきましても、諏訪市内では、霧ヶ峰でミズゴケ群落、それから上社の社叢も入っておりますけれども、応募地、また応募地周辺につきましては特に植物群落のレッドリストに指定されているところではございません。

一方、動物につきましては希少動物の生息繁殖あるいは希少動物の群生が広く認められているということはないということから、この項目につきましては5点評価としました。以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。希少動植物については、長野県のリストの中を確認しても、この応募地については特に認められていないということから5点の評価と
のことです。これについてご意見ございますか。よろしいですかね。はい。こちらは
5点ということに定めたいと思います。

次に進みます。13の土地利用について説明をお願いします。

(事務局)

こちらは諏訪都市計画基本図の方で確認をさせていただきたいと思います。こちら
は小さいので拡大をしていきたいと思います。こちらが拡大したところの応募地の主
だったところでございますけれども、多くの地目が畑になっております。委員の皆様
にも現地確認いただきましたけれども、現況としてはほとんどが荒廃農地といいま
すか、山林となっているところでございます。そういったところから、この評価項目
としましては5点評価としたところでございます。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。現地を委員の皆さんにも確認をいただいたと思
いますけれども、山林等が主の状況になっているということから、評価項目5点とい
う位置づけです。こちらについてご意見がありますか。よろしいですかね。はい。土
地利用については5点に定めたいと思います。

続いて14の農用地について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは諏訪農業振興地域土地利用計画図というものを農林課で作成して
おりますので、こちらで確認をしていきたいと思います。応募地の中心部分がこちら
になりますけれども、この赤い線で囲われたところ、これが農業振興地域という
ところでございます。応募地がほぼ農振地域に入っていくのかなというところが見
てとれます。応募地はたくさん筆がありますけれども、この応募地のうちの一部
25筆がですね、農林課の台帳と確認したところ農振農用地、農業振興地域の中
の農用地という位置付けとなっていることがわかっております。実際の現況と
すれば、そのほとんどが

不耕作地で山林化しているようなところではございますけれども、農用地としての今の位置づけがまだあるということですので、評価基準の当てはめとすれば1点評価としたところでございます。以上です。なお、こちら別の確認資料で、応募地の中の赤い部分が農振農用地ということでの今指定がかかっているところです。これが25筆であったということでございます。補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

はい。農用地については、農振農用地1点の評価という事務局案です。これについて、何かご意見ございますでしょうか。はい、D委員お願いします。

(D委員)

はい。現地の確認もさせていただいておりますけれども、事務局の今の説明のとおり現状を見ていくと不耕作地で山林化をしているということが見受けられます。ただ実際には、農業振興地域に指定されておって、農振農用地も含まれているということでもありますので、評価としては妥当であるというふうに考えます。

ただ、高い生産性を持つまとまりのある農地とは言い難いところがありまして、今後、農地として活用される見込みがない場合には、しかるべき手続きをとることにより、活用は可能であるというふうに思われます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。評価としては1点の評価が妥当であるということと、農振農用地ではあるけれども、今後、施設建設が仮に進むということであれば、しかるべき手続きをもって活用が可能だというご意見をいただきました。他にご意見ございますでしょうか。評価とすれば、1点の評価ということに定めたいと思います。

それでは次に進みます。15の項目、周辺施設等の環境について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは住宅地図をもって確認をさせていただきました。こちらが応募地中心部分になりますけれども、その周辺 100m 以内に公共的な施設があるかということです。教育施設だとか通学路、それから観光施設、生涯学習施設等はありません。したがって、こちらの評価項目につきましては5点評価といたしました。

続いて、次も関連があるので16の項目も説明させていただきます。こちらの項目も同じ住宅地図で確認させていただきましたが、応募地周辺 100m 以内に住家がないということでございますので、こちらの項目につきましても5点評価としたところでございます。以上、よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい。15の項目周辺施設、16の項目付近の住宅分布の状況を併せて説明をいたしました。それぞれ特になしということで5点評価ということです。これについてご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは15・16ともに5点評価ということで定めたいと思います。

次に進みます。17の項目、地元同意の容易性について説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。こちらは応募申請書によって確認をしております。応募申請時点における土地所有者の状況としましては、66人中41人がこの応募に対して同意または条件次第での同意ということになっていることを確認しております。それ以外の土地所有者に対しましては、その後、市外在住等で応募申請後に地権者代表の方々が郵送等で連絡を取り、届いたほとんどの方からは応募に対して理解をいただけたというお話を聞いております。ということで土地所有者につきましては、ほぼ賛意を得られていることを聞いております。

ただ一方で、区民の同意につきましては、今月に区の総会が予定されているということをお聞きしております。議決によって区の総意を決定するとお聞きしております。応募について賛成多数なら応募継続ということになるということのようです。総会の行方は事務局としては何とも申し上げられませんが、現時点においては同

意の見込みがあるということで判断しまして、評価項目3点評価とさせていただきます。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。地元同意の容易性につきましては、同意の見込みあり3点という評価が事務局の案です。これについてご意見ございますでしょうか。

はい、A委員。

(A委員)

お願いします。地権者の方々っていうのはほぼ同意を得られているということですので、特にいいかと思えます。ただ、地元の関係のいわゆる総会がまだこれから控えているというお話でしたけれども、そういうことを決めていく中でまだその総会が行われていない状況ということ踏まえたときにですね、その結果を控えている段階で、どういうことでそれを捉えるかというところの考えをちょっとお聞きしたいと思います。

(後藤委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい。計画している施設の性質上、どうしても不安のお気持ちを持っていたり反対という気持ちを持っていらっしゃる方はやはりいらっしゃるのかなと思っております。そうは言いましても、区の役員会に諮った上で応募いただいたということでございます。地権者の皆様には多くの賛意を得られているということから、同意の見込みはあると考えます。

また、この基準を見ても同意済みっていうことでもございませんけれども、まだ打診が無いというようなことでもございませんので、やはり5点・1点の評価に当たらない中で、やはり見込みとしてはあるのかなというところでの判断をさせていただ

たところ です。

(後藤委員長)

よろしいでしょうか。他の委員の皆さんいかがでしょうか。はい、それでは17 地元同意の容易性につきましては3 点の評価、同意の見込みがあるという評価に定めたいと思います。

次に18 その他生活環境について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは水道局で作成しております管路図で確認をしました。こちらが応募地の中心部分になりますけれども、100m 以上離れたところにですね、北真志野の水源2ヶ所ございます。こちら(水源地)が上部になって下流になっていきます。これが市道の下に埋設された管路を通過して北真志野配水池に行き、そこから下流に供給されるというようなところでございます。市道下に埋設された管路を通過して配水池に行くということから、特段この応募地を通るとかそういったことはございませんので、こちらにつきましては、評価項目5点としたところでございます。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。この点につきましてご意見ございますでしょうか。水源までの距離が100m 以上あるということから、5点の評価ということでもよろしいでしょうか。はい、それでは5点ということで位置づけたいと思います。

次に19 地域還元の項目について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちら特に資料はございませんけれども、埋立終了・廃止後の跡地利用、周辺との調和につきましては、今後建設予定地として決定した暁には地元区の皆様と協議していくこととなります。

先月にも区民説明会がございまして、私ども事務局の方で説明会に参加させていただきましたけれども、その際もですね、西山公園や応募地の上にある「火とぼし山」という山、北真志野区で整備されておりますけれども、そういったところとの一体的な整備についての要望もいただきました。そういったことから地元区の要望を尊重していくことを考えれば、調和の可能性は高いのかなという判断をしております。従いましてこの項目につきましては、可能性が高いということで5点評価とさせていただきました。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい。地域還元については5点という事務局案です。これについてご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、これについても5点の評価に定めたいと思います。

次に進みます。20の項目、排水放流先の確保について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは諏訪市下水道計画区域図というもので確認をさせていただきました。水道局で作成しているものです。ちょっと重いので、少し時間をいただきまして拡大してまいります。市全体の図面ですので少し拡大をしていきますが、応募地が少し小さいですけれどもご容赦いただきまして、こちら丸をしたところが応募地でございます。下水道の計画区域図というものがこの茶色の線で示された内側ということになります。従いまして、この計画区域から外れているということですので、こちらは評価としては1点評価としたところでございます。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい。排水放流先の確保については下水道への接続がどうかという観点ですけれども、現状において下水道の認可区域外ということから1点の評価ということですので。これについてご意見ございますか。はい、E委員。

(E委員)

応募地はこの下水道の計画区域外、認可区域外でありまして、現時点では特段計画の変更等も予定をされていないため、評価としては妥当であると考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございました。認可区域外ということから1点の評価ということではよろしいでしょうか。はい、それではここに定めたいと思います。

続いて21、用地の取得の容易性について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは、この項目は市有地であるかどうか。あるいは民有地であれば地権者がどのくらいいるのかというところでの判断となっております。今までもご説明しておりますとおり民有地であり、かつ、応募地の中に土地所有者66人いらっしゃるということでもありますので、こちらは1点評価としたところでございます。以上です。

(後藤委員長)

はい。地権者が30人以上いらっしゃるということから、容易性については1点の評価ということですが、これについてご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは1点ということでは定めたいと思います。

続いて22、幹線道路から候補地までの道路状況について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは道路台帳を確認をさせていただきました。この道路台帳、見にくいですが、ここからが応募地に入っていく市道ですけれども、ここからどんどん遠くなっていくイメージで見ただけであればと思いますが、この辺が大体3mから4m台の幅員となっているようなところですが、広いところで5m以上あるところもございます。ただ一部、応募地に近いところは未舗装のところもございます。

今後、地元区ですとか、土地所有者の皆様との交渉の中で、道路の拡幅、付け替え等も可能性は考えられると判断をしております。従いまして、この評価項目につきましては真ん中の3点評価とさせていただいたところでございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。幹線道路から候補地までの道路状況については3点の評価という案です。これについてご意見ございますか。いざ施設建設ということになると、大きな工事に関連する車両等が現場へ入っていく上において、道路については、3点の評価ということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それではここに定めたいと思います。

次に23、中間処理施設からの距離および所要時間について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらにつきましては、前回見ていただいた資料を訂正させていただきました。前回の第3回選定委員会におきまして、C委員から御指摘をいただきまして、当初のルートがですね、ここがエコポップになるわけですが、こちらの生活道路を通るような形で県道に出ていくような形をとっておりましたので、ここは訂正をさせていただきまして、この逆側、ここに国道20号線が通ってますけれども、こちらから出て下りて、そして県道に出て応募地へ向かうようなルートに修正をさせていただきました。

正確な地点を目的地として設定ができないものですから、前回同様、西山公園付近までとしておりますけれども、これで測り直しましたところ所要時間28分、距離にして12kmということでした。訂正前とほとんど変わっておりません。応募地までは若干プラスされることにはなりますけれども、大きくは乖離しないものと判断しております。従いまして、この評価項目につきましては、15キロ以内または30分以内ということに当てはまると思いますので、こちらは5点評価とさせていただいたところでございます。以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。前回お示しをした資料を若干の訂正をしたところでございます。それをもってしても5点評価というところに位置づけられるという案です。これについてご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは5点に定めたいと思います。

次に進みます。24の項目、電力通信の確保について説明をお願いします。

(事務局)

はい。先ほどご覧いただいた住宅地図で確認をしたいと思います。この応募地からですね、直近の電柱がこの辺りにありまして、道に沿って何本もあり、ここには電線が通っているわけでございます。ここから北真志野配水池も電気を取り込んでいるような状況でございます。電力の確保につきましては、特に問題はないかなと思っております。距離的にも。それから現地で確認しましたがけれども、電波も良好でありましたので、電力通信の確保は十分可能であると判断しまして、こちらの項目につきましては、5点評価としたところでございます。以上です。

(後藤委員長)

はい。電力通信の確保につきまして、電力も近くにある、通信についても現地で確認したところ良好ということで可能という5点の評価です。これについてご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは5点に定めたいと思います。

次に進みます。25の項目、施設プラント用水及び生活用水の確保について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらは水道局で作成しております水道事業給水区域図で確認をいたしました。諏訪市の上水道の事業区域あるいはそれ以外でも簡易水道とかがありますけれども、これをちょっと拡大してまいりますと、応募地の中心部分がここになりますけれども、上水道の計画区域図からは外れております。ただ、応募地は給水区域外とはなっておりますけれども、給水区域が隣接しております。また今後何らかの対応も考えられると思います。

また、近くを流れております普通河川でありますけれども、中の沢川が流れておりますので、例えば取水して、プラント用水として使うことも可能性としては考えられるのかなと思っております。

では評価としてどうなのかというところでございますけれども、こちら3点の基準は示しておりませんが、やはり事務局としては今申し上げたような理由で可能とも困難とも現時点では言いがたいというところで3点評価とさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。上水道の範囲の外にあるということですが、確保が困難とは言えないということから3点の評価に位置付けたというのが事務局の案です。これについてご意見ございますでしょうか。はい。E委員。

(E委員)

応募地については給水区域外でありまして、この生活用水の確保についてはまた県との協議等非常に難しい課題もありますので、簡単には給水区域内にすることは難しいということで、課題はあると思います。

また、施設のプラント用水につきましては、これは飲用に限ることもないということで、開発者の方で確保も視野に入れていただく中では可能性もありますので、評価としては、可能でも困難でもないといった評価は妥当であると、そういうふうに思います。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。3点の評価は妥当との意見をいただきました。他の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは25の項目については、3点の評価ということに位置づけたいと思います。

次の26の造成費の項目ですけれども、先ほど判断を次回に送った6番の地質の項目と同様に、地質調査の結果によっては、この造成費の判断が分かれてくるところでありますので、この26の造成費につきましても、地質調査結果が出た後の判断としたい

と思いますので、ご理解ご承知をお願いしたいと思います。

それでは、27の施設整備費について説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちら特に資料はございません。口頭で説明をさせていただきますけれども、今現在その計画している施設というものはありますけれども、具体的なその仕様だとか配置だとか決まっておられませんので、信頼できうる造成含めた建設コストの算出というのは、かなり難しいところかなと思っております。

先進事例を参考にできるかと思ひまして、いくつか施設を調べてみましたけれども、やはりそれぞれ立地などの条件が異なりますので事業費もかなり幅がありました。そういったことから、比較の対象とすることもやはり適当ではないのかなと判断しているところです。

一方で、またこれも参考にするために、市内の建設会社に応募地における造成費用についても意見を伺っております。現段階の計画における規模の配置を考えれば、切土だとか盛り土だとか擁壁工だとか想定されますけれども、現時点で判断すれば、あの場所だから何か特別に考慮すべき点、割高になる可能性が何かある要因といったものはないというような意見をいただいたところでございます。

先ほど委員長も言われましたとおり26の項目につきましては、今現在評価できませんけれども、27の施設整備費につきましては、応募地はご承知の通り、特に山奥にあるとか、かなり遠隔地にあるということでもございません。また、諏訪市内で考えれば平地であれば軟弱地盤が多いので、例えば平地に作ったとしても、それなりの地盤改良含め建設に要するコストっていうのは、やはり比較的高くなっていくのかなという事は考えられます。

そういったことで、応募地が特に何か平地よりも建設費がのしてくるとか、そういったことはあまり考えられず、大きくは乖離しないのかなと考えられることから、応募地の位置だとか形状だとかを勘案しまして、標準的なところでいけるのではないかなというような考えを持ちまして、事務局としては5点評価とさせていただいたところでございます。以上よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。施設整備費については、標準工事費を想定し、5点の評価という案です。これについてご意見ございますでしょうか。はい、C委員。

(C委員)

はい。土木建築の一般的な考え方でございますけれども、やはり応募地は平坦部分が広く一定規模あるということで、優位性が高いという私は評価をしております。また加えてですね、市道が接道しているということから、新たに工場道路を築造するということの必要もないということから、費用軽減にも寄与しているというふうに考えております。また現地を確認する中では、形状から見ても、この事務局案の示した評価5というのは妥当というふうに私は判断をしております。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。土木建築の視点から標準工事費想定ということで妥当であるという意見をいただきました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。はい、E委員。

(E委員)

はい。私も技術屋の観点からになりますけれども、具体的な規模ですとか構造などまだ示されていない中での判断でありますけれども、現時点では積算過程で遠隔地、これは事務局からお話あったとおり遠隔地など特別な加点要素は見当たらないので、標準的と判断して妥当だと考えます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。他の委員さんいかがでしょうか。それでは実際に建築する施設の規模や内容、中身がまだ決まらない状況ではあるけれども、現時点においては、標準工事費を想定し、5点の評価ということに位置づけたいと思いたす方がよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは最後の項目です。28の項目エネルギーについて説明をお願いします。

(事務局)

はい。こちらも特に資料は用意してございません。例えば、太陽光についての日射量等の詳細なシミュレーションはしておりません。応募地は西方にございますので、日照時間としては平坦地よりもやはり少ないということは想定できますけれども、全く見込めないということでもないかと思っております。

一方で考え方として、停電時の稼働停止、運転停止等も回避するためにも今後の施設整備においては、非常用発電設備とともにですね、やはり再エネ、蓄エネ、蓄電の観点も取り入れていくことが、やはり必要かなと考えております。そういうこと等もありまして、最も可能性として考えられる再エネとして太陽光発電設備について導入を検討していきたいと考えております。そういった考えもあって、この項目につきましては工夫が必要であるが可能ということで3点の評価をさせていただきました。よろしく願いいたします。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。エネルギーについては3点、工夫が必要であるけれども、可能という位置づけの案です。これについてご意見ございますか。よろしいでしょうか。それではエネルギーの項目については3点ということに位置づけたいと思います。

以上で全ての項目についての確認を終えました。繰り返しになりますが、6の地質、それから26の造成費につきましては、現在進めている地質調査の結果をもってして、また次回の委員会において評価をいただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。それでは今日の選定の評価についてはここまでということで、進行を事務局へ戻します。

(事務局)

後藤委員長、進行ありがとうございました。

それでは、次第4のその他になります。特段ございませんけれども、先ほど委員長

からもご指摘ありました二つ評価ができてないところにつきましては、次回の委員会でお示しさせていただきたいと思います。こちらも地質調査の進捗等の絡みもございますので、おそらく3月の上旬から中旬にかけての開催になろうかと思えます。決まり次第ご案内をさせていただきますので、ご出席の方よろしく願います。

以上となりますが、皆様方から全体を通して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。慎重なご審議、ご意見ご指摘等ありがとうございました。以上をもちまして第4回湖周地区最終処分場候補地選定委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。